

まちづくりだより

第95号

船橋市建設局都市整備部

飯山満土地区画整理事務所

TEL 047-469-8511

FAX 047-469-8500

E-mail hasama@city.funabashi.lg.jp

1. 飯山満地区土地区画整理審議会委員選挙に向けた選挙人名簿の縦覧について

日頃より、飯山満地区土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

まちづくりだより第94号（令和6年5月31日発行）において御案内しましたとおり、飯山満地区土地区画整理審議会委員の選挙を令和6年9月1日（日）に予定しております。

選挙に先立ち、選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。この名簿に記載されている方は、選挙権および被選挙権がございます。

なお、選挙人名簿について異議のある方は、縦覧期間中に飯山満土地区画整理事務所へ御連絡下さい。

飯山満地区土地区画整理審議会委員選挙 選挙人名簿の縦覧

期 間：令和6年7月16日（火）から7月29日（月）まで

時 間：午前9時 から 午後5時 まで

場 所：飯山満土地区画整理事務所（船橋市芝山3-10-3-105）

※（土、日の縦覧は要予約）

◎審議会委員選挙に向けたスケジュール（予定）

項 目	年 月 日	備 考
・選挙期日の公告	令和6年6月 4日（火）	
・選挙人名簿作成基準日	令和6年6月24日（月）	
・選挙人名簿縦覧の公告	令和6年7月 1日（月）	
・選挙人名簿縦覧期間 ・選挙人名簿に対する異議申出期間	令和6年7月16日（火）から 7月29日（月）まで （土、日の縦覧は要予約）	（縦覧場所） 飯山満土地区画整理事務所
・立候補、立候補推薦届出期間	令和6年8月 6日（火）から 8月15日（木）まで （土、日、祝日の縦覧は要予約）	（受付場所） 飯山満土地区画整理事務所
・投票及び開票日（※）	令和6年9月 1日（日）	（投開票所） 飯山満土地区画整理事務所

（※）なお、立候補者が定数を超えない場合は、投票を行わない旨を公告し、当選者を決定します。

◎権利の申告について

① 代表者選任通知

土地の共有者（法人を含む）は、代表者一人を選任されますと、一つの選挙権及び被選挙権を得られます。選挙権については選挙期日（令和6年9月1日）までに、被選挙権については立候補受付最終日（令和6年8月15日）までに行ってください。

② 所有権が代わった場合、住所を変更した場合

売買、または相続等で所有権が代わった場合、又引越し等により住所を変更した場合については、当事務所まで御連絡ください。

※ 申告書等の様式は、飯山満土地区画整理事務所に用意しております。

※ 代表者選任通知については、期日までに届出を行わないと選挙権及び被選挙権が得られません。

2. その他

◎本地区における建築制限について

土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。

また、本地区の地区計画区域内の土地に建築物を建築しようとする場合等は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

◎飯山満土地区画整理事務所からのお願い

土地区画整理事業施行区域内の土地について、売買、または相続等で所有権が代わった場合、及び引越し等により住所が変更になった場合は、当事務所まで御連絡くださいますようお願いいたします。

また、事業に関する疑問や御質問などがございましたら、お気軽に飯山満土地区画整理事務所へ御連絡下さい。